

平成 30 年度長野県教科用図書選定審議会への諮問について(案)

教学指導課

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条の規定により、下記事項を教科用図書選定審議会に諮問するものとする。

記

1 次の教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料について

- (1) 「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科書
- (2) 「特別の教科 道徳」の中学校用教科書
- (3) 特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級において教科用図書として使用する一般図書

2 次の教科用図書の採択について

- (1) 県立特別支援学校小学部において使用する「特別の教科 道徳」を除く小学校用教科書
- (2) 県立中学校及び特別支援学校中学部において使用する「特別の教科 道徳」の中学校用教科書
- (3) 県立特別支援学校小・中学部において教科用図書として使用する一般図書